



地域包括支援センターの役割



さいたま市中央区北部圏域
地域包括支援センターナーシングヴィラ与野

主任介護支援専門員 黒川 愛

1. 地域包括支援センターとは？

* 法律に定められた公的な相談窓口

さいたま市の例➡ 市内27か所、うち中央区2か所
(日常生活圏域ごとに設置、理想は中学校区に1つ)

* 65歳以上の高齢者を介護・福祉・医療などの面から
総合的に支援 (**よろず相談所**です！)

* 業務の4本柱

1. 総合相談 (必要なサービスや制度を紹介)
2. 権利擁護業務 (成年後見制度活用のサポートや
虐待防止への取り組み)
3. 介護予防ケアマネジメント
(要介護状態にならないよう介護予防の支援を行う)
4. 包括的・継続的ケアマネジメント
(ケアマネジャーへの後方支援や地域のネットワークづくり)

シニアサポートセンター

地域包括支援センター

法律に定められた公的な総合相談窓口です。



いつまでも健康でいたい

体力に自信がなくなってきた

介護の相談をしたい

お隣さんのことが心配。認知症?虐待?

自分のこと

家族のこと

近所の方のこと

「悩み」「疑問」いつでもご相談ください!

土日でも相談できます (年末年始を除きます)	相談は無料です
介護している方も相談できます	秘密を守ります

専門知識を持ったスタッフがみなさんの相談に応じます。



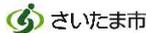
保健師
ほくほく健康づくり
ご利用者の状態に
合わせて介護予防を
お手伝いします。

**主任
ケアマネジャー**
地域のケアマネジャーの
支援・指導を行い、質の
高いサービスの提供に
努めます。

社会福祉士
権利と尊厳を守り、
虐待の早期発見や
虐待発生時の対応
などに努めます。

地域と支え合い推進員
高齢者生活支援コーディネーター
高齢のみなさんが
暮らしやすい地域を
一緒につくります。

担当のセンターについては、4ページ以降をご確認ください。



シニアサポートセンターの主な仕事

※「シニアサポートセンター」はさいたま市の地域包括支援センターの愛称です。

地域の高齢者のみなさんの心配事をお聞きします

総合相談業務

法律に定められた公的な総合相談窓口です。

利用できる人は?

どなたでも無料で利用できます。
※介護保険のサービスを利用する場合は、別途自己負担が発生します。

午前9時から午後5時まで
を含む営業時間内に相談を受け付けています。
※営業時間はセンターによって異なります。

どうしたら相談できるの?

電話や窓口で相談ができます。



※状況によってご本人の自宅への訪問も実施しておりますので、まずはお電話ください。

いつまでも自分らしく生きるために権利と尊厳を守ります

権利擁護業務

●「成年後見制度」についての相談受付

たとえ認知症などになっても、不利益を受けることがないように、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができます。

悪質な訪問販売や住宅リフォームの被害にあったとき、解約方法や事後の救済のための相談も受け付けます。

●高齢者の虐待の防止・早期発見

市や関係機関と協力しながら、高齢者の虐待防止、早期発見・対応に努めています。



一緒に語り合いませんか? サロン・カフェを開催しています

介護者サロン

介護をしている方が、悩みや疑問などについて情報交換したり、交流を図ったりしています。

オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の方を介護する家族だけでなく、認知症の方本人や、地域住民、専門職など、誰でも気軽に参加でき、互いに交流することができる集いの場です。

会場・日程などお気軽にお問合せください。

暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

包括的・総合的ケアマネジメント支援業務

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護サービス提供者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。また、主任ケアマネジャーが、地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めています。



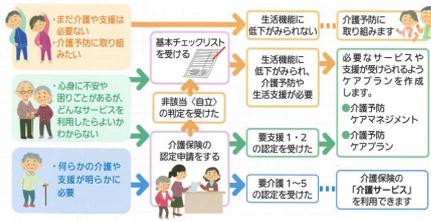
地域と支え合い推進員 (高齢者生活支援コーディネーター) を配置し活動しています。 (高齢者生活支援体制構築事業)

地域の助け合い・支え合い活動をはじめとして、高齢者や地域のみなさんが安心して暮らし続けられるよう一緒に考えていきます。

地域のみなさんの状態にあわせて 介護予防のお手伝いをします

介護予防ケアマネジメント業務

介護保険のサービスが必要としている方、まだ必要でない方、ちょっと不安を感じる方などその方にあったサービスが利用できるよう、市と連携をとっています。



2. 医師からの相談事例

- ◆事例1：「認知症が疑われる高齢者」
(総合相談～内科医より)
- ◆事例2：「高齢者世帯の異変？」
(権利擁護～耳鼻科医より)
- ◆事例3：「体操ができなくなって困った・・・」
(介護予防～内科医より)
- ◆事例4：「ニーズに合った社会資源は・・・？」
(包括的・継続的ケアマネジメント～神経内科医より)

事例1：総合相談（内科医より） 「認知症が疑われる」70代Aさん



医師：患者のAさん、一人暮らしの女性。子供達とは疎遠の様子。
最近、会計時に保険証が見つからなかったり、支払いに手間取ったり・・・
髪の毛や首の周りも垢のようなもので汚れていて気になる。
認知症が疑われるのよね。包括の紹介をしたから連絡をとってもらえる？



保健師：ご相談ありがとうございます。早速電話してみますね。
先生のお名前を出させてもらってもいいですか？
介護認定の申請時は主治医意見書の記入をお願いしますか？
(⇒医師、快諾)



Aさん：介護保険のことなど、知らなかったわ。
デイサービスはまだ行きたくないけど、歩行器を借りたり、掃除を月2回
ぐらい手伝ってもらえたらいいかな。

POINT:主治医意見書の内容から要介護1が下りました。入浴サービスに結びつけるまでは少し時間を要しましたが、子供達とも連絡を取れ、協力を得られました。

事例2：権利擁護（耳鼻科医より） 「高齢者世帯の異変？」80代Bさん夫妻



医師：Bさんが「耳が痛い」って、来院したんだけど、どうもご主人から暴力を受けているんじゃないかな。「相談窓口があるよ」って伝えても、「主人に言うと怒られるから…」って気にして。対応してもらえるの？



社会福祉士：ご連絡ありがとうございます。虐待の可能性もありますね。高齢介護課とも相談しながら、訪問してみますね。



Bさん夫：家内が家事ができなくなって、全部私がやらなきゃいけない。好きなこともできなくなって、つい、イライラして怒鳴ったり、叩いたりしてしまったんだ。



社会福祉士：それは大変でしたね。ご主人も休息を取れるように介護保険サービスを利用しませんか。

POINT: 行政やご家族と連携しながら、ご本人だけでなく虐待してしまったご主人(養護者)に対する支援も行います。医師からの早期の連絡が奏功しました。

事例3：介護予防（内科医より） 「体操ができなくなって困った!」 運動好きの80代Cさん



医師：Cさんがずっと通ってた介護予防教室がコロナの影響で解散しちゃったらしいんだよ。すっかり弱っちゃって家族も困っている様子。



地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）：地域で『いきいき百歳体操』を展開しています。Cさん宅のお近くに通える場もありそうですからご紹介しますね。



Cさん：一人じゃ不安だけど、教室で一緒だったお友達が一緒に行ってくれるかも。楽しみになってきたわ♪

POINT: 地域の通いの場など、介護保険サービス以外の資源の情報を提供できます。社会資源の活用は在宅生活の継続に有効です。

事例4：包括的・継続的ケアマネジメント(脳神経内科医より)
「お年寄りばかりのデイサービスには行きたくない」
ちょっぴりシャイな50代Dさん



医師：若年性認知症と診断されたDさん。
家族は日中仕事で、一人にするのが心配な様子。



地域のケアマネ：Dさんに気に入ってもらえそうな通いの場がなかなか
見つからず、困っています。このままでは認知症の進行が心配、
と、ご家族も焦っていらっしゃるし…。



主任ケアマネ：包括では地域の方と『オレンジ☺カフェ』を開催しています。
若年性認知症の方もいらしてるので一緒にどうでしょう？
ケアマネさんも良かったらどうぞ。

POINT：認知症予防や進行を遅らせるため介護保険内外のサービス利用は不可欠です。
センターでは地域のケアマネジャーへの後方支援も行っています。

- ◆支援が必要な人を見過ごさないための仕組みづくり
 - ◆フレイルを加速させないための新生活様式における対策 等
- 高齢者やご家族が
住み慣れた地域で
できるだけ長く安心して暮らせるように…
ネットワークづくりを進めていきます。
今後ともご協力を宜しくお願いいたします。**

ご清聴ありがとうございました。

